

不祥事を与える影響について

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

不祥事を起こした場合には、個人はもとより家族及び教職員全体に大きな影響が及ぶことを忘れてはいけません。

○ 児童生徒を教え導く職としての責任

信頼して指導を受けてきた児童生徒を裏切り、心に深い傷を残し、今後の成長に多大な悪影響を与えます。



○ 教職員全体の信用失墜

- ・懸命に日々の教育活動に取り組んでいる教職員全体の信用を一瞬にして失わせるとともに、県民の教育に対する信用を失墜させることとなります。
- ・児童生徒・保護者・地域住民からの信頼を失うことは、様々な面で学校運営に支障をきたすこととなります。
- ・一度失われた信頼を回復するには、多くの時間と大きな労力を要し、その損失は教育界にとって計り知れないものとなります。

○ 身分上の責任

地方公務員法に基づき、免職・停職・減給及び戒告の懲戒処分が行われます。

○ 刑事上の責任

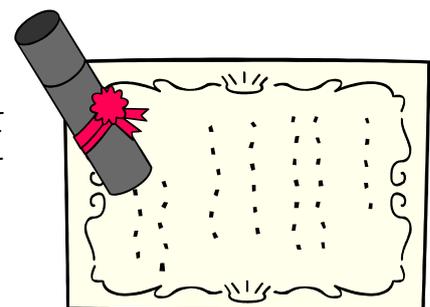
刑法・児童福祉法・道路交通法などの刑罰規定により、懲役刑や罰金刑などが科せられます。

○ 民事上の責任

- ・被害者の身体的・精神的損害や金銭的損害に対して治療費や慰謝料の賠償の責任が生じます。
- ・公務員が職務上の行為として他人に損害を与えた場合、職員に故意又は重大な過失がある場合、自治体から求償権を行使される場合があります。

○ 教員免許の失効

懲戒免職の処分を受けた場合及び禁固刑以上の刑に処せられた場合、教員免許状は失効し、管理者へ返納しなければなりません。



○ 給与・医療・年金面での影響

- ・懲戒処分を受けた場合、給料や期末勤勉手当、昇給や退職手当のすべてに影響します。
- ・懲戒免職により公立学校共済組合の資格を喪失し、当該組合の保険証では家族（被扶養者）を含め、医療機関で受診できなくなります。
- ・懲戒処分により、年金額（共済年金）は、本来受け取る額より減少します。

◇参考◇ 懲戒処分が給与にもたらす影響

（「教職員の不祥事根絶を目指して」H22.3 熊本県教育委員会作成 より）

次に示す数値は、定年まで懲戒処分を受けることなく働いた場合との差額で、あくまで当時の熊本県の県立学校教諭におけるモデル例です。（実際には採用時の年齢・前歴や昇給・昇任などの経過により、個々人で影響額は異なります。）

★採用13年目（35歳）の9月1日に懲戒処分を受けた場合

戒告	約 100万円
減給1/10×3月	約 195万円
停職6月	約 490万円
免職	約 2億745万円（退職手当含む）

★採用23年目（45歳）の9月1日に懲戒処分を受けた場合

戒告	約 55万円
減給1/10×3月	約 100万円
停職6月	約 470万円
免職	約 1億4,330万円（退職手当含む）

○ 家族等への影響

- ・氏名等の公表により、本人のみならず配偶者や家族、親戚に対する周囲からの視線が気になり、引っ越し等を余儀なくされたり、家族崩壊の状態になる例があります。
- ・収入がなくなり、ローンも滞り、生活費も得られなくなります。